

公示

国立大学法人香川大学学長選考規程第五条に基づき、左記により次期学長候補者選考を行う。

平成二十一年三月六日

記

一 学長選考を行う理由

学長の任期満了による。

二 選考日程

次のとおり

国立大学法人香川大学学長選考会議

香川大学学長候補者選考日程

| 事 | 項 | 期日(予定) | 適用条項 |
|--|-----------------------------------|---|--|
| ●学長候補者選考日程の決定及び学長選考について公示 ・意向聴取等管理委員会委員選出を各学部等に依頼(3月19日(木)締切) | 学長選考会議開催 | 平成21年3月6日(金) 2月27日(金) | 規程第5条第3項 規程第6条第2項 |
| ○意向聴取等管理委員会の設置 | 学長選考会議 | 4月1日(水) | 規程第6条第1項 |
| 学内からの被推薦者の推薦 ○被推薦者推薦の公示及び推薦資格者に通知(推薦受付開始日の10日前までに公示) ・推薦資格者名簿の縦覧(推薦公示日から推薦開始日の2日前まで) | 学長選考会議 | 4月6日(月) 4月6日(月) ～14日(火) | 細則第6条第1項 細則第6条第2,3項 |
| ○学内からの被推薦者の推薦(1週間予定) | 学長選考会議 | 4月16日(木) ～22日(水) | 規程第7条第1～4項 |
| ○学長候補適任者推薦書開封 なお、被推薦者が5人を超える場合は、管理委員会へ通知 <被推薦者が5人を超えた場合> | 学長選考会議 | 4月23日(木) | 細則第7条第1,2項 細則第7条第3項 |
| ★管理委員会を開催 ☆学内被推薦者投票の公示及び投票資格者に通知(投票日の10日前までに公示) ・投票資格者名簿の縦覧(投票の公示日から投票日の2日前まで) ★学内被推薦者投票(得票多数5人以内を決定)及び開票 ☆学内被推薦者投票の結果を学長選考会議に報告 | 管理委員会 | 5月11日(月) 5月11日(月) ～20日(水) 5月22日(金) 5月25日(月) | 細則第8条第1,2項 細則第8条第3,4項 規程第7条第5～8項 細則第12,13条 細則第14条第1,2項 |
| ○学長候補適任者の氏名を公表及び経営協議会学外委員に通知 | 学長選考会議 | 4月24日(金)又は 5月25日(月) | 細則第7条第5,6項 |
| 学外からの被推薦者の推薦 ○被推薦者推薦の受付期間、場所を通知 △学外委員からの被推薦者の推薦 | 学長選考会議 経営協議会 学外委員 学長選考会議 | 4月6日(月) 5月25日(月)～ 6月4日(木) 6月5日(金) | 細則第6条第1項 規程第8条第1項 細則第9条 細則第9条第3項 |
| ○推薦された被推薦者を学外委員に通知 ◆協議の上、2人以内を選び学長候補適任者として選考会議へ推薦 | 経営協議会 学外委員 | 6月11日(木) | 細則第9条第4項 |
| ●学内及び学外から推薦された者を学長候補適任者として選定 ・学長候補適任者から所信の提出依頼 | 学長選考会議開催 | 6月17日(水)まで | 規程第9条第1項 規程第9条第2項 |
| ○学長候補適任者を管理委員会に通知及び氏名及び所信を公表 | 学長選考会議 | 6月18日(木) | 細則第10条第1項 細則第10条第2,3項 |
| 意向聴取 ☆意向聴取の公示及び学長候補適任者の所信・経歴を投票資格者に通知(投票の10日前までに公示) ・投票資格者名簿の縦覧(投票公示日から投票日の2日前まで) | 管理委員会 | 6月19日(金) 6月19日(金)～ 6月29日(月) | 細則第11条第1,2項 細則第11条第3,4項 |
| ★意向聴取 投票 | 管理委員会 | 7月1日(水) | 規程第10条第1項 細則第12条 |
| ★意向聴取 開票 ☆意向聴取投票の結果を学長選考会議に報告 | 管理委員会 管理委員会 | 7月2日(木) | 細則第13条 細則第14条第1,3項 |
| ●学長候補者の選考(候補者から所信聴取) | 学長選考会議開催 | 7月2日(木) | 規程第11条第1項 |
| ○学長に報告するとともに公示(選考経過も併せて公表)し、次期学長の任命を文部科学大臣に申し出る | 学長選考会議 | 7月2日(木) | 規程第11条第2項～第4項 |

※ 期日については会議の開催日等により変更することがあります。変更した場合は、お知らせします。

[注] ①規程は、「国立大学法人香川大学学長選考規程」を示す。

細則は、「国立大学法人香川大学学長選考に関する細則」を示す。

②○印は、学長選考会議事項を示し、●印は、学長選考会議開催を示す。

☆印は、意向聴取等管理委員会事項を示し、★印は、意向聴取等管理委員会開催を示す。

◇印は、国立大学法人香川大学経営協議会規則第2条第1項第3号に規定する者に関連する事項を示す。

③公示は、学内の所定の場所に掲示するとともに、本学のホームページへ掲載する。

公表は、本学のホームページへ掲載する。